

## 能美市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年10月28日

能美市監査委員 齊 藤 敏 明

能美市監査委員 南 山 修 一

- 1 監査実施日 令和7年10月22日（水）、10月23日（木）、  
10月24日（金）
- 2 監査の場所 能美市監査委員事務局
- 3 監査の対象 教育委員会、議会事務局、消防本部、土木部、産業交流部、市立病院の各課の財務に関する事務の執行（令和6年度分）について監査を行った。
- 4 実施した  
監査手続 監査の対象となった財務に関する事務の執行について、対象課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、照査突合、その他通常実施すべき監査手続きを実施した。
- 5 監査の内容 市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げているか、運営の合理化が図られているか等に留意し、予算の執行及び財産の管理が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかどうか、また補助金事業においては手続きが適正に行われているかを監査資料及び関係書類の確認及び関係職員の説明を聴取する方法により実施した。

## 6 監査の結果

監査の結果、対象となった部局各課の財務に関する事務については、監査した限り、概ね適正に執行されているものと認められた。

ただし、一部に注意を要する事項が見受けられたので、下記のとおり今後改善を要望する。

- (1) 職員の経験や知識の不足から発生するミスに対し、職員個々の能力に頼らず、組織的に課内などで十分に協議を行うとともに、実務に直結する研修の実施により職員の習得機会を増やすことで、職員各自の自己研鑽を促すよう努めていただきたい。
- (2) デジタル関連事業をはじめ、シティプロモーションや防災関連事業など多くの事業を実施する中で、職員の不足が危惧される。

本年度から始まった更なる行財政改革による事業の総点検と市民と協働による事業・施策のスクラップ&ビルドを着実にすすめる、今後の市の財源確保とともに、業務配分の検証による適正な人員配置に努め、職員の確保と心身の健康維持をお願いしたい